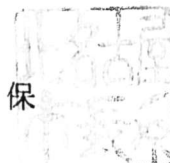


23北清第22号
平成23年8月8日

愛知県知事 大村秀章様

北名古屋市市長 長瀬保



名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価方法書についての意見の概要について
（送付）

愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号。以下「条例」という。）第31条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条の規定に基づく意見の概要について、別添のとおり作成しましたので送付いたします。

担当 防災環境部清掃工場建設準備室 村井
電話 0568-22-1111（内線2218）



名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価方法書についての意見の概要

1 都市計画対象事業の目的及び内容に関する意見

(1) 都市計画対象事業の目的に関すること

① p-3 都市計画対象事業の目的で「名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画…年間のゴミ処理量を、平成18年度の70万トンから、…平成32年度には市外分を含め56万トンとすることを目標としている。」とあるが、市外分数量の扱い、内訳が不明である。名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画の数値目標 p12 では、平成18年度の70万トンは名古屋市単独分であり、市外分を含んでいない。

ところが、平成32年度と同じ水準の名古屋市単独分54万トンであり、市外分を含めれば56万トンとされている。つまり、名古屋市単独分は70万トンを54万トンに減少させ、市外分3万トンを2万トンに減少させる。北名古屋市及び豊山町のゴミ処理を五条川工場から分離するのが正しい表現である。

3 数値目標 (単位：万t)

	現 状	中 間 目 標	挑 戦 目 標	長期見込
平成 年度	18	22	27	32
西暦 (20')	('06)	('10)	('15)	('20)
ごみ処理量 B	70	65	58	54
<市外分を含む場合>	<73>	<67>	<60>	<56>
家庭系	46	44	41	39
事業系	24	21	17	15
市による処理				
焼却・溶融量 C	6.8	6.5	5.8	5.4
<市外分を含む場合>	<7.0>	<6.7>	<6.0>	<5.6>
発酵処理量 D	—	—	—	—
埋 立 量 E	1.0	4	4	2
焼却灰等	8	4	4	2
不燃物	2	0	0	0
CO ₂ 排 出 量	16	17	15	13~16

② p-3 表 2.1-1 名古屋市の焼却施設の状況として、4工場分を示してあるが、今回の北名古屋衛生組合との関係と同様なことを、五条川工場で既に実施しているため、その旨がわかるように追記すべきである。

例えば、現在の五条川工場は、名古屋市の可燃ごみに加え、周辺市町(清須市、あま市、北名古屋市及び豊山町)の可燃ごみを焼却している。今回はこのうち、北名古屋市及び豊山町のゴミを分離して、北名古屋市内に名古屋市が建設を予定している「北名古屋ごみ焼却工場」で処理するということである。

③ p-4 都市計画対象事業の規模として、処理能力：660 t/日とあるが、その算定根拠を明記すべきである。p-3 で「南陽工場の設備更新…概ね2工場分の能力不足…代替施設の整備が必要…現在休止中の富田工場の再稼働と新工場の建設を検討してきた。」とあり、名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画 p68 では、南陽工場代替施設の必要規模として、平成32年度の56万トンに対して、不足する施設規模は800 t/日（富田工場を再稼働した場合で350 t/日）であり、今回計

画の 660 t/日は、350 t/日でもいいことになっている。富田工場の規模を 800—660=140 t/日に変更する計画が進んでいるのか。

【図表 5-12】南陽工場代替施設の必要規模

	挑戦目標	不確定リスクの勘案
焼却・溶融量 A (市外分を含む)	56万t/年	60万t/年
稼働日あたり平均処理量 B=A/稼働日数	2,190 t/日	2,350 t/日
必要設備規模 C=B×季節変動係数 1.1	2,410 t/日 (現状比 23%減)	2,590 t/日 (現状比 17%減)
既存工場設備の合計 (猪子石・五条川・鳴海) D	1,610 t/日	
不足する設備規模 C-D (富田工場を再稼働した場合)	800 ~ 980 t/日 (350 ~ 530 t/日)	

④ p-3 「北名古屋市及び豊山町では、北名古屋衛生組合を構成し、環境美化センターにおいてごみ処理が行われてきたが、…老朽化…組合単独での立替では、愛知県のごみ焼却処理広域化計画で目指す焼却能力（300 t/日以上）に及ばないため、愛知県とともに周辺市町との広域化を検討してきた。…組合が環境美化センターの解体撤去、敷地拡張を行い、名古屋市がごみ焼却施設の建設を図る」とあるが、この間の経過をもっとわかりやすく記載すべきである。

例えば、北名古屋衛生組合の資料にあるように、①平成 10 年から、北名古屋衛生組合は名古屋市へごみ処理広域化について働きかけを行ってきた。②平成 19 年 5 月北名古屋衛生組合は現環境美化センターの敷地拡張による共同の焼却工場建設の申し入れを行った。③その後、県、名古屋市、北名古屋市、豊山町、北名古屋衛生組合、の間で工場建設の検討を進めてきた。④平成 20 年 6 月 町議会全員協議会において報告。新工場完成まで年間搬入量は平成 20 年度実績の可燃ゴミ 6,239t/年、不燃・粗大ゴミ 356t/年、ごみ処理委託料金可燃ゴミ：24.6 円/kg、不燃・粗大ゴミ：61.0 円/kg。

(2) 都市計画対象事業の内容に関すること

① 1. 意見
 ごみを焼却した結果、残渣となる焼却灰の処分方法は、「ごみ処理基本計画策定指針」で提案されている次の第 1, 2 案の他、次に提案する第 3 案も比較検討対象に入れて頂きたい。
 第 1 案 焼却灰を最終処分場で適正処分
 第 2 案 焼却灰を溶融しスラグ化
 第 3 案 焼却灰をセメント等で造粒し、養生し（化学反応させて）固化するもの。
 2. 意見の理由（第 3 案の調査または研究の必然性）
 第 3 案を比較検討対象に入れて頂きたい理由は、次のとおり。
 (1) ごみ処理の方針について、循環型社会を目指す見地から、平成 9 年に厚生省から通知された「焼却灰、飛灰の溶融固化施設等を設置する方針」は、平成

22年3月の環境省からの通知によれば、「ダイオキシン対策、3Rの推進、温室効果ガスの削減」という見地から、熔融固化をせざるを得ない場合のみ、認めるという施設に変化している。

(2) 焼却灰を固化する方法としては、大きく分ければ、①熔融処理か、②セメント等で造粒し化学反応で固化するか、の2種類があるので、両者の技術・コスト等に関する概要・特質を調査し把握した上で、いずれかを選択する必要がある。

(3) 環境へのやさしさを追求している第3案は、環境省が開発研究を公募している「3Rの推進、温室効果ガスの削減」のテーマに適合する技術である。

3. 第3案に関する開発研究の方向性または実現可能性

焼却灰に含まれる有害物質の有無により、次のとおり、対応が異なると思う。

(1) 焼却灰に有害物質が含まれる場合

第3案が成り立つためには、私には全くわかりませんが、焼却灰から有害物質を除去する技術があるかどうか、あるいは、例えば、固化物の用途を規制する代わりに有害物質の含有量基準を緩和するなどの施策による支援ができるかどうか、調査等が必要である。

(2) 焼却灰に有害物質が含まれない場合

石炭灰と焼却灰はマクロで見れば類似しており、第3案の固化物は製造方法が関連技術B(表1-1参照)とほぼ同様であり、有効利用が可能と思われますが、実際のところは実験しなければ、わかりません。

いずれにしても、最初からの開発研究が必要であるが、その開発研究の方向は、関連技術Bを踏襲すれば、可能である。

表-1 第3案の関連技術

	第3案に関連する技術の内容	技術の達成レベル
関連技術A	①石炭灰(95%)を消石灰(5%)と適量の水で化学反応させた固化物 (商品名:アーデライト(固化物の名称))	オランダ企業による技術支援とスペインの地域振興により事業化された生産能力20万トンのプラント。
関連技術B	②石炭灰(80%)をセメント(20%)と適量の水で化学反応させた固化物	研究レベルでは完成している。

表-2 関連技術Bの特徴

	「石炭灰(80%)、セメント(20%)、適量の水による固化物」の特徴
(1) 長所	①固化物はコンクリート二次製品の骨材として利用可能。 ②固化物の強度は、関連技術Aの「アーデライト」よりも、高い。
(2) 欠点	①使用する焼却灰は、有害物質を含まない場合に限定される。 ②現在のところ、日本国内では事業化を試みる企業がない。 ③石炭灰の成分によって、まれに、固化しない場合があった。 ④固化物に有害物質が含まれる場合は、耐用年数を経過後に、有害物質が溶出するおそれがある。

4. 参考資料

参考資料は、関連技術Aを参考に関連技術B(セメントの化学反応を利用し石炭灰

	<p>を固化するための基本技術) について、研究を行った成果の概要に関する資料です。</p> <p>(1) 中部電力(株)の技術開発ニュース 2000-11 No.87</p> <p>(2) 石炭灰質非焼成型人工骨材のコンクリートへの適用性(その1) 第56回年次学術講演会概要集 (土木学会全国大会、熊本), V-169, PP336-337, 2001.</p> <p>(3) 石炭灰質非焼成型人工骨材のコンクリートへの適用性(その2) 第56回年次学術講演会概要集 (土木学会全国大会、熊本), V-169, PP338-339, 2001.</p>
②	<p>p-8 廃棄物運搬車両の主要運行ルート図があるが、自らの事業で発生させる焼却灰、飛灰等の搬出先、搬出経路も記載すべきである。</p>
③	<p>p13 「用水は、水道用水及び地下水を使用する。」と単純に記載してあるが、p9 にごみ処理施設の排出ガス量約 132,000m³N/h が記載してあるように、用水使用量を水道と地下水別に明記すべきである。</p> <p>特に地下水については、県民の生活環境の保全等に関する条例第53条に基づき、揚水規制区域内で「揚水設備により地下水を採取しようとする者は、揚水設備ごとに、そのストレーナーの位置、揚水機の吐出口の断面積、揚水機の原動機の定格出力及び揚水量(以下「ストレーナーの位置等」という。)を定めて、知事の許可を受けなければならない。」とされ、条例規則第60条に基づく別表第25により、北名古屋市全域が用水規制区域に定められている。なお、揚水設備とは規則第61条で「吐出口の断面積(吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計とする。以下同じ。)が六平方センチメートルを超える」とされているため、ストレーナーの位置、揚水機の吐出口の断面積、揚水機の原動機の定格出力及び揚水量も明記すべきである。</p>
④	<p>p13 「工場系排水は、排水処理装置で処理したのち、処理施設内で極力再利用し、下水道放流とする。生活系排水については、下水道放流とする。」とあるが、用水量のうち、どれだけが蒸発、炉内噴霧等で無くなり、排水量はどれだけか、また、再利用後に放流する濃度はどれだけかを明記すべきである。さらに、生活系排水は再利用等ができないのか、最終放流量、水質はどれだけかを明記すべきである。</p>
⑤	<p>p15 環境配慮事項として、供用時に「⑧地下水位の低下や地盤沈下を防止するため、地下水の適正な量の使用に努める。」とあるが、地盤沈下状況はP55の近傍の水準点で確認するとして、地下水位への状況はどのように確認するのか明記すべきである。たとえば、p64の地質調査結果では、標準貫入試験によるN値などはあるが、通常のボーリング調査で調べる孔内水位さえ記載されていない。また、井戸を所有しているなら簡単な水位計で計測可能である。</p> <p>なお、地下水の適正な使用量とは具体的にはどれだけを考えているのか、そもそも地下水を使用しない、と決断すればこのような問題は発生しない。</p>
⑥	<p>p13 「用水は、水道用水及び地下水を使用する。」と単純に記載してあるが、新規の揚水許可はほとんど認めない行政指導がなされているため、県条例の「揚水設備」に該当しない「小口径井戸」(揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル以下のもの)</p>

<p>を想定しているとしても、県の「小口径井戸指導要領」で「県民事務所長は、小口径井戸設置計画の概要を提出した者に対し、小口径井戸の設置計画の抑制等必要な指導を行うものとする。なお、指導に当たっては、別に定める指導基準に基づき行うものとする。」とあり、基本姿勢は「小口径井戸の設置を抑制指導するに必要な事項を定める」であり、水道水が敷設されていないとか、養魚用水は塩素のある水道では好ましくないなど、よほどの理由が無ければ、設置計画を取り下げるよう指導があるはずである。必要不可欠なことが認められたとしても揚水量は 350m³/日以下で最小限にするよう「別に定める指導基準」で指導されるはずである。そもそも、同時並行で「名古屋市環境審議会揚水規制部会中間とりまとめ」で「井戸設備については、1日の総揚水量を 350m³ 以下とするよう指導は行っている」が、現状の揚水量が不明なため、届出制度を新設することについてパブリックコメントを求めているところであり、条例逃れの「井戸設備」（揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル以下のもの：通常はインチ管）には、名古屋市も手を焼いているはずであり、その名古屋市が北名古屋市内とはいえ、条例逃れのインチ管で地下水を揚水することは不見識である。</p>

(3) 事業計画策定時における環境配慮事項に関すること

<p>① 環境調査について</p> <p>原子力発電所の事故に見る政府・行政の不安から市民や市民団体による環境への監視の目やモニタリングの強化、情報の開示等の要望が強まることが考えられます。常時情報の開示を行うべく運転情報や環境情報を確認できるモニタリングルームの設置検討や市民・第三者が関与する運営時の環境評価や確認といった先進的な取り組み事例を推進することは、北名古屋市のキャッチフレーズ「健康快適都市」安全・安心してくらす町の言葉の通り快適な環境整備に則った配慮と考えます。地域委員会を言葉に掲げる河村市長の方針は地域自治の強化であり、北名古屋市への配慮があつてしかりであり、合意に向けた配慮をいただけると確信しております。</p>
<p>② p15 環境配慮事項として、供用時に「①最新の高効率な排ガス処理設備の導入により、…ダイオキシン類の再合成防止や除去を図る。」「②ダイオキシン類対策として、燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により安定燃焼の確保に努め、定期的な調査を実施して適正に管理する。」とあるが、大事な維持管理に関する情報公開が欠落している。廃棄物処理法が 2010.5.19 に改正公布され、民間の一般廃棄物処理施設（第9条の3）と産業廃棄物処理施設（第15条の2の3）は「施設の維持管理の状況に関する情報」について「インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」とされ、2011.4.1 から施行されている。地方自治体としては、民間の一般廃棄物処理施設に見本を示す意味で、率先してこれ以上の情報公開、例えば、施設の維持管理情報はもちろん、周辺環境の測定結果なども、インターネットで公開することを明記すべきである。</p>
<p>③ グリーンカーテンの奨励</p> <p>施設にもおそらく窓は設置するものと思います。夏場には地表からの反射熱等によつ</p>

	<p>て施設内の温度が相当あがると予測されます。この反射熱をツルものの植物（ゴーヤなど）で防ぎ、夏場における施設内の空調温度の設定を1～2℃上げて節電を行い、更なる余剰電力を売るものです。栽培にはシルバーの方で行う方法はいかがでしょうか。余剰電力の売電で得られる歳入でまかなえるかどうか検討して下さい。</p> <p>また、野菜を栽培したのであれば、関係住民に安価で提供してもよいのではないですか。</p> <p>旧施設で38年間、ダイオキシンなどの公害問題もない、煙突の高さが100mということですので、食品の安全性には問題ないと思います。</p>
④	<p>太陽光発電パネルの設置検討、及び暖房設備について</p> <p>炉を熱源として蒸気を発生させ、その蒸気で発電し、施設のすべての電力を賄い、余剰電力を電力会社に売電するというシステムは、最新のごみ焼却場では一般的になっています。</p> <p>新たに建設するごみ焼却場も同様のシステムを取り入れる事が予想されますが、この他に、建屋の屋上に太陽光発電パネルを設置してはどうでしょうか。さらなる余剰電力を電力会社に売って歳入を増やすものです（ただ、個人の電力料金に跳ね返る恐れは十分ありえます）。</p> <p>発電用タービンを通じたあとの蒸気を冷却する必要があります。この冷却に施設内で使用する温水（お茶など）や冬における暖房として利用することはできないでしょうか。</p>
⑤	<p>p15 環境配慮事項として、建設時に「③工事用車両等については、低公害車及び最新規制適合車の使用に努める。」とあるが、工事の発注者は名古屋市であり、「努める」という姿勢ではなく、もっと真剣に検討した方針を示すべきである。</p> <p>2010年8月13日に愛知県は「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を制定し、県内の自動車NOx・PM法の対策地域において、対象自動車を運行する者は、車種規制非適合車を使用しない。対策地域内の荷主等・旅行業者は、運送事業者等に対し、貨物の運送等の発注時に車種規制非適合車を使用しないよう要請することを定めた。この点はP134に記載してある通りである。</p> <p>しかし、大量の土木・建設工事を発注する名古屋市は1荷主として率先してこの要綱に従い、要請に留まらず、「車種規制非適合車は使用しない」方針を確定し、その旨を明記すべきである。</p> <p>なお、いっせい行動の市文書回答では、「本市も、県要綱に定める荷主等に該当するので、関係局区室に対して、車種規制非適合車を使用しないよう要請するよう依頼しました。本市の仕様書の中では、国土交通省が指定した建設機械について「排出ガス対策型建設機械等を使用すること」と明記してあります。」とあり、国の「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づく行政指導は、法に基づく者ではないにもかかわらず、受け入れて工事発注仕様書に盛り込んでいる。県の「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」も同様に工事発注仕様書に盛り込むことができるはずである。これは契約の発注者の権利でもあり、意志決定すればすむことである。</p>

⑥	<p>p15 環境配慮事項として、供用時に「⑦廃棄物運搬車両等については、低公害車及び最新規制適合車の使用に努める。」とあるが、廃棄物運搬車両は基本的に名古屋市の備品であり、「努める」という姿勢ではなく、もっと真剣に検討し、車種規制非適合車は使用しない」方針を確定し、その旨を明記すべきである。</p>
---	---

2 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況に関する意見

(1) 自然的状況に関すること

①	<p>p-6 事業実施区域の現況の図があり、事業実施区域として、現焼却場の北側の市民グラウンドを含めることになっているが、p7の事業実施区域と建築物等配置図によれば、この南半分は新工場の建築物が予定されているので、このグラウンドの土壌の履歴を瞬間的な利用も含め、正確に調べる必要がある。</p> <p>例えば、2000年9月11～12日の東海集中豪雨では、2日間の合計降水量が567ミリに達し、旧市街地を洪水から守る庄内川放流路としての洗堰の向こう側に広がった庄内川水系新川では、長さ100メートルにわたる破堤があった。この洪水のため、新川沿いの西春日井郡は師勝町（現・北名古屋市）、西春町（現・北名古屋市）、豊山町を始め21市町に災害救助法が適用された。災害ゴミの量は、愛知県内の21市町で合わせて8万1400t（名古屋市：約3万8800t、西枇杷島町：約2万4000t、新川町：約6700t）にも上り、その処理作業が終わったのは翌年の平成13年4月上旬だった。このうち2市7町から出た3万8253tは名古屋港南5区の最終処分場：愛知臨海環境整備センターに運び込まれたが、各市町に災害ゴミの仮置き場が作られ、泥水を被って使えなくなった家具や電化製品、車、畳に混じり、廃車のアスベスト、バッテリーの鉛、PCB処理が始まるまでの間事業者が保管していたコンデンサ等が土壌汚染を引き起こさないか、周辺住民にも不安を与えた。今回計画の市民グラウンドがこうした仮置き場に使用された履歴は無いのか、慎重に調査する必要がある。</p>
②	<p>p62 自然的条件で土地利用の履歴について、「登記、国土変遷アーカイブ空中写真閲覧システム」での履歴が記載してあるが、2000年9月11～12日の東海集中豪雨、1959年の伊勢湾台風などでの被災状況、災害廃棄物の仮置き場又は埋設などの状況を、当時の関係者の聞き取り調査も含めて明記すべきである。土壌汚染や地下にある廃棄物の掘削などの問題が起きないように十分な事前調査が必要である。</p>
③	<p>p35 自然的条件で大気質について、「事業実施区域及びその周囲に、ダイオキシン類の測定が行われている測定局はない。…参考として、南東約4.2kmの上下水道局北営業所（自排局）の測定結果」だけを示しているが、既存データの調査としては不足している。廃棄物処理法で民間の一般廃棄物処理施設（第8条の2）と産業廃棄物処理施設（第15条の2）許可の基準等で「施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。」とされ、施行令第5条の3で「ダイオキシン類による大気汚染に係る環境上の条件についての基準であつて、…施設の過度の集中による生活環境への影響を勘案して環境大臣が定</p>

	める」としている。民間の見本となるべき自治体（一部事務組合）は、率先してこの許可基準を遵守すべきであり、そのため、周辺の焼却施設の立地状況、ダイオキシン類の排出量を把握すべきである。少なくとも、ダイオキシン類の排出濃度については、毎年度、事業者が報告している結果を県が公表している。その事業実施区域分だけでも記載すべきである。少なくとも北名古屋衛生組合の環境美化センターは p3 で「平成 22 年 4 月より名古屋市にて受け入れを開始し、…休止している」ので、平成 21 年度までの自社測定データはあるはずである。
④	p60 自然的条件で土壤汚染の状況について、「事業実施区域及びその周囲では、「土壤汚染対策法」に基づき要措置区域に指定されている区域はなく、形質変更時要届出区域に指定されている区域は…西区宝置町及び貴生町に存在する。」とあるが、同様の趣旨で、廃棄物処理法第 15 条の 17 で「廃棄物が地下にある土地」を追加すべきである。廃棄物処理法第 15 条の 17 で廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものを指定区域として指定し、公示する。第 15 条の 18 知事は、「指定区域台帳」を調製し、これを保管しなければならない。指定区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。などの規定が既に施行されている。計画地を選定する際、汚染土壤以上にこの「廃棄物が地下にある指定区域」の存在を確認することは重要である。
⑤	p60 自然的条件で土壤汚染の状況について、「土壤汚染に係る調査は、ダイオキシン類についての調査が行われており、…いずれの地点においても環境基準を達成している。」とあるが、年間にわずか約 30 地点の調査と少ないため、過去 5 年間で 17 年度 1 地点、18 年度 2 地点、20 年度 1 地点、19 年度と 21 年度は周囲での調査は該当ない。土壤のように局地的な高濃度があり得る場合は、立地に当たり、詳細な特別調査が必要である。特に昭和 48 年（1983）、57 年（1992）竣工と 20 年、30 年もたった古い焼却施設のため、周辺土壤にダイオキシン類が蓄積されていることは十分予想される。本来は名古屋市がここに新焼却施設を建設する意志を固めた段階で、通常の土地売買で誰でもが行うように当該土地の土壤汚染状況を確認するように、周辺土壤のダイオキシン類調査結果を求め、決定に反映すべきであった。

(2) 社会的状況に関すること

①	p170 環境保全に関する取組状況で「地球温暖化防止に関する取組状況」として「あいち地球温暖化防止戦略…基準年度である 1990 年度と比べて 6 %削減するという目標が示されている。」とあるが、具体的な数値目標を 7,466 万 t-CO ₂ を追加記載して、今後の準備書での予測を評価する参考とすべきである。
②	p175 公害苦情の状況で、悪臭が北名古屋市で 6 件、名古屋市で 272 件あるが、その内訳を確認し、環境美化センターからの臭気に関するものがあるかどうかを明記すべきである。

3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する意見

(1) 環境影響評価の項目の選定及び選定理由に関すること

①	p178の環境影響評価の項目の選定で、大気質の硫黄酸化物については、ディーゼルエンジンの軽油からの影響が大きいため、「資材等の搬入及び搬出」と「建設機械の稼働等」で環境影響評価の項目に追加すべきである。ちなみに武豊町の愛知臨海環境整備センターの最終処分場の環境影響評価でも項目に選定されている。
②	p178の環境影響評価の項目の選定で、環境要素の区分の大気質は、硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、有害物質等の5項目しかないが、p128の環境基準でも紹介されている平成21年9月9日に告示された「微小粒子状物質」の項目を追加すべきである。
③	p178の環境影響評価の項目の選定で、存在及び供用時の汚水の排出で、水質の有害物質等を選定すべきである。P13で工場系排水は処理施設内で極力再利用し、下水道放流とする。生活系排水については下水道放流ということだが、場内雨水に廃棄物からの有害物質が含まれる可能性があるため、その対策も含めて調査、予測、評価を行うべきである。
④	p178の環境影響評価の項目の選定で、動物、植物、生態系が全て選定しないことになっているが、工事の実施（建設機械の稼働等、掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去）、土地又は工作物の存在及び供用（地形改変並びに施設の存在）については、最低限選定し、予測・評価すべきである。そもそも、そのため、p66～p88で動物、植物、生態系の文献調査を行い、貴重な動物として、ほ乳類3種 p70、鳥類20種 p71、は虫類5種 p72、両生類5種 p73、昆虫類20種 p74、クモ類6種 p75、魚類15種 p76、甲殻類、陸産・淡水産貝類8種 p77、貴重な植物として、維管束植物89種 p84、などを調べたのではないか。
⑤	p178の環境影響評価の項目の選定で、廃棄物等のうち「廃棄物」については、工事の実施（建設機械の稼働等、掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去）で確実に発生するため、項目として選定すべきである。
⑥	p178の環境影響評価の項目の選定で、廃棄物等のうち「廃棄物」については、土地又は工作物の存在及び供用（廃棄物の搬入及び搬出）で毎日、確実に収集ゴミの搬入と焼却残渣の搬出があるため、項目として選定すべきである。
⑦	p178の環境影響評価の項目の選定で、温室効果ガスが、土地又は工作物の存在及び供用（ばい煙の排出、機械等の稼働）しか選定していないが、名古屋駅前のアセス対象4事業だけで、表のように工事中だけで68万tCO ₂ と存在供用時の11万tCO ₂ /年以上であり、工事の実施（資材等の搬入及び搬出、建設機械の稼働等、掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去）についてこそ、項目として選定し、可能な限りの環境配慮をすべきである。 また、土地又は工作物の存在及び供用についても、「廃棄物の搬入及び搬出」を追加すべきである。

事業名	工事中 計686,600 t CO2				存在供用時 計114,670△105 t CO2/年			
	建設機械稼働	建設資材使用	建設資材運搬	工事中廃棄物	新建築存在	新建築物関連交通	供用時廃棄物	緑化
名駅3	7,600	111,000	3,700	700	16,300	5,100	300	△15
名駅1南	12,000	213,000	16,000	3,000	35,670	8,100	500	△10
名駅1北	8,000	156,000	13,000	1,500	17,000	600	300	△60
さきじまライブ	4,900	130,700	4,800	700	22,400	8,100	300	△20

⑧ p178 の環境影響評価の項目の選定で、工事の実施のうち、「既存の工作物等の除去」が単純に選択されているが、p3 で「北名古屋衛生組合が環境美化センターの解体撤去、敷地拡張を行い」とあるため、正確には p1 の「事業者名称：名古屋市」とは食い違う点もある。事業者は名古屋市であるが、北名古屋衛生組合が行う既存の工作物等の除去についても名古屋市が責任を持つ旨を、この 4.1-1 環境影響評価の項目の選定で注記すべきである。

(2) 調査、予測及び評価の手法及び理由に関すること

①	p197 の調査、予測及び評価の手法で、道路交通騒音（工事の実施、施設の供用）の調査期間等：現地調査が「平日 1 日及び土曜日 1 日の 2 日（各 16 時間）」としており、環境基準の昼間（6～22 時）しか現地調査をしない雰囲気であるが、関連車両の通過しないはずの夜間も含めて全体像を把握すべきである。現に、p194 建設機械の稼働等でも 7 時～19 時しか作業はできない規制になっている p138 にもかかわらず、騒音の現地調査は 24 時間行うことになっている。
②	p203 の調査、予測及び評価の手法で、道路交通振動（工事の実施、施設の供用）の調査期間等：現地調査が「平日 1 日及び土曜日 1 日の 2 日（各 16 時間）」としており、道路交通振動の要請限度の昼間（7～20 時）とも異なり、単純に道路交通騒音に合わせて現地調査をすることになっているが、関連車両の通過しないはずの夜間も含めて全体像を把握すべきである。現に、p200 建設機械の稼働等でも 7 時～19 時しか作業はできない規制になっている p140 にもかかわらず、振動の現地調査は 24 時間行うことになっている。
③	p215 の調査、予測及び評価の手法（日照障害）で、評価の手法が「事業者の実行可能な範囲で回避または低減されているかどうかについて見解を明らかにする。」とあるが、p153 で建築基準法の基準があるので、最低限その基準を守ることを記載すべきである。
④	p216 の調査、予測及び評価の手法（低周波音）で、評価の手法が「事業者の実行可能な範囲で回避または低減されているかどうかについて見解を明らかにする。」とあるが、環境省の低周波音対応事例集（平成 20 年 12 月）にある「評価のポイント」低周波音苦情への対応のための参照値（5～80Hz 及び G 特性音圧レベル）など、具体的な基準が提案されているのだから、定量的にも評価すべきである。

4 その他

(1) 職員の処遇に関すること

①	<p>同施設へ北名古屋市からの職員派遣について意見を述べました。</p> <p>補足をさせていただきますと、施設有事の際の連絡体制の強化の意図</p> <p>今まで携わってきた職員を同市職員として勤務させていますが、逼迫した財政事情の中で市においても雇用調整を進めていることと思います。個人的な意見として申し上げますれば運営経験のある環境美化センターの職員を受け入れて頂き市への負担を減らして頂く事に対し一考されたく進上します。</p> <p>北名古屋市（環境美化センター敷地）を借地契約又は売却等考えられますが、上記理由より関係の継続を優先すべく借地が望ましいと考えます。</p>
---	---

(2) 災害対策に関すること

①	<p>災害時の防火と再稼働について</p> <p>近い将来発生するだろうと言われている東海大地震、または東海・東南海・南海の3連動大地震が発生した場合、施設そのものは耐震・免震または除震システムの採用により安全でしょうが、炉についてはどうでしょうか。炉についても、災害時、安全に停止等の措置が取れるよう検討してください。</p> <p>また、予測されている大地震の後、ライフラインの復旧までそれなりの時間が必要かと思えます。着火には都市ガスを利用するとの事ですが、ガス及び水道の復旧は電気に比べ、遅くなると予想しています。都市ガス以外の方法も検討してください。</p>
---	--

名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価方法書についての意見の概要（総括表）

1 方法書意見提出数 4通

2 意見の分類

分 類		数
1 都市計画対象事業の目的及び内容に関する意見		
	(1) 都市計画対象事業の目的に関すること	4
	(2) 都市計画対象事業の内容に関すること	6
	(3) 事業計画策定時における環境配慮事項に関すること	6
2 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況に関する意見		
	(1) 自然的状況に関すること	5
	(2) 社会的状況に関すること	2
3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する意見		
	(1) 環境影響評価の項目の選定及び選定理由に関すること	8
	(2) 調査、予測及び評価の手法及び理由に関すること	4
4 その他		
	(1) 職員の処遇に関すること	1
	(2) 災害対策に関すること	1
合 計		37